

令和 **5** 年度版

# 安来市民支援制度

## 安来市の市民支援制度（補助金・助成金等）をご紹介します

市民の皆さんが暮らしやすく、活動しやすくなるよう、安来市では各種支援制度を設けています。自治会やグループなどで活用いただけるメニューもあります。確認いただき、ぜひご活用ください。

○掲載している内容は概要です。担当課やホームページなどで必ず各制度の詳細をご確認ください。

○農林業や商工業については他の補助金や助成金があります。詳しくは担当課へご相談ください。

○市ホームページに一覧を掲載していますのでご覧ください。

トップページ > くらし > 市民活動・地域づくり > 地域づくり > 市民支援制度（補助金・助成金等）

（右の二次元コードからもご覧いただけます）



この冊子は広報紙から抜き取ってご活用ください。

## 住まい

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
行政告知端末の設置費助成 自治体 DX 推進室 ☎ 23-3121 やすぎどじょっこテレビ ☎ 22-5050	市内の住宅、事業所等への行政告知端末設置に対し費用の一部をやすぎどじょっこテレビを通し助成	告知放送を利用する場合の告知端末機器代、光ケーブル引込工事費等を全額助成。 ※宅内工事は別途、費用がかかります。	行政告知端末を設置する人	随時 
空き家改修事業補助金 やすぎ暮らし推進課 ☎ 23-3059	空き家バンク登録物件の改修に対し費用の一部を助成	改修に要する費用の1/2（条件により上限50万円または上限100万円）	改修した空き家に3年以上居住する見込みのある人、またはその人と賃貸借契約を締結する空き家の所有者	随時 
木造住宅耐震化等促進事業補助金 建築住宅課 ☎ 23-3325	既存木造住宅の耐震化等を促進するため木造住宅の耐震診断、耐震改修、解体工事を行う人に対し費用の一部を助成	▼耐震診断費用の9/10(上限6万円) ▼耐震補強設計に要する費用の2/3(上限40万円) ▼耐震改修工事に要する費用(3万4,100円/㎡を限度)の23/100(上限83万8,000円) ▼耐震改修工事と併せて行う住宅修繕工事に要する費用の1/5(上限80万円) ▼解体工事に要する費用の23/100(上限40万円)	市内に住宅(昭和56年5月31日以前に建築)を所有している人 ※耐震診断を除くメニューは、上部構造評点が1.0未満の木造住宅が対象	4月から概ね10月末まで ※年度内事業完了が要件 
ブロック塀等安全確保助成事業補助金 建築住宅課 ☎ 23-3325	ブロック塀等の除却または建替えに要する費用の一部を助成	対象工事に要する費用(補助対象ブロック塀等の長さ1メートル当たり8万円を限度)の2/3(上限一敷地当たり26.4万円)	市内にブロック塀等を所有する人で、市税の滞納がないこと	4月から概ね10月末まで ※年度内事業完了が要件
老朽危険建築物等除却助成事業補助金 建築住宅課 ☎ 23-3343	老朽化で倒壊等危険性のある不良木造住宅または空き家等(条件あり)の除却費用の一部を助成	除却費用(標準除却費:令和5年度31,000円/㎡が限度)の4/5(上限100万円)	老朽危険建築物等の所有者・相続人、老朽危険建築物等の存する土地の所有者	4月から概ね10月末まで ※年度内事業完了が要件
市産木材利用促進補助金 農林振興課 ☎ 23-3338	市産木材を使用した住宅の新築・増改築・修繕・リフォームの費用を助成	建築に使用する市産木材1㎡当たり3万円(限度額30万円)	市内に住所を持ち(市内に移住予定含む)、同一世帯の全員に市税の滞納がない人	随時(ただし予算状況により年度途中で終了の場合あり)

## コミュニティ・自治会

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
コミュニティ施設整備支援事業補助金 地域振興課 ☎ 23-3067	自治会の集会施設の改修・修繕・新築等の施設整備にかかる費用を支援	▼新築・改築:総事業費の1/3以内(上限300万円) ▼改修・修繕:総事業費の1/3以内(上限100万円) ▼整備:原材料費の1/2以内(上限50万円)	安来市自治会振興に関する規則に定める自治会(整備のみ、市内に居住する5人以上の人で組織される民間団体も可)	随時 ※年度内の実績報告が要件
地域づくり支援事業補助金(小さな拠点づくり推進事業) 地域振興課 ☎ 23-3067	生活に必要なサービスが利用できる環境を地域で確保する事業を支援	対象事業費の全額(上限25万円、複数の交流センター区域を活動範囲とする場合は、上限50万円)	市内に設置された生活支援協議体	随時 ※年度内の実績報告が要件

地域づくり支援事業補助金（地域魅力アップ事業） 地域振興課☎23-3067 広瀬地域センター☎23-3205 伯太地域センター☎23-3303	市内の地域課題に対し、活力ある集落・地域づくりに向けて、住民自らが取り組む事業を支援	対象事業費の2/3以内（上限20万円）	市内に居住する5人以上の人で組織される民間団体	随時 ※年度内の実績報告が要件 
地域づくり支援事業補助金（地域ジャンプアップ事業） 地域振興課☎23-3067	地域魅力アップ事業事業の要件を満たした上で、より規模の大きな事業を支援	対象事業費の2/3以内（上限50万円）	市内に居住する5人以上の人で組織される民間団体	随時 ※年度内の実績報告が要件
小型除雪機購入費支援事業 地域振興課☎23-3067	冬季の安全で安心な生活を確保するため、住民自らが行う除雪に必要な小型除雪機の購入費を支援	①個人：購入費の1/2以内（上限10万円） ②複数の個人による共同利用：購入費の1/2以内（上限：構成員数×10万円、ただし30万円まで） ③自治会：購入費の2/3以内（上限：構成員数×10万円、ただし50万円まで） ④複数の自治会で構成されている自主防災組織、又は生活支援協議体：購入費の2/3以内（上限：構成自治会数×50万円）	対象者：左の①～④に該当する個人又は団体で、この補助金の交付を受けたことがない人（同一世帯の人が交付を受けている場合は対象外）。対象となる小型除雪機：市内に本店又は支店を有する事業者からの購入であること。乗用でないものであること。購入前で新品のものであること。	随時 ※年度内の実績報告が要件 
市民活動補償制度 土木建設課☎23-3311 地域振興課☎23-3067 広瀬地域センター☎23-3205 伯太地域センター☎23-3303	自治会や自主的に構成された活動団体が市民活動、ボランティア活動中に負った事故に対しての補償	【賠償責任補償】 ▼身体賠償：1人1億円、1事故1億円▼財物賠償：1事故1億円▼受託品賠償：1事故100万円 【傷害補償】 ▼死亡：500万円▼後遺障害15～500万円▼入院補償4500円/日▼通院補償3000円/日	自治会や自主的に構成された活動団体 ※団体の事前登録が必要（自治会は事前登録不要）	随時

災害・安全

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
自主防災組織育成事業補助金 防災課☎23-3074	▼防災資機材の購入や防災訓練等の実施に要する費用の一部を補助 ▼防災士資格取得に要する経費を全額補助（旅費を除く）	【防災資機材購入・防災訓練等】 対象経費の2/3以内（4回目以降は1/2以内） 上限は組織の構成世帯数に依じて4～16万円まで 【防災士資格取得】 研修受講料・受験料・教本代金・登録料の合計額	【防災資機材購入・防災訓練等】 市の認定を受けた自主防災組織 【防災士資格取得】 自主防災組織または自治会の推薦を受けた人	随時 
災害見舞金 防災課☎23-3074	住家（母屋）が災害で被害を受けた場合の災害見舞金	▼全壊、全焼：3万円 ▼半壊、半焼：2万円	被害を受けた世帯主	随時 ※罹災証明書が必要

防犯灯設置事業補助金 総務課 ☎ 23-3015	防犯灯の新設や取り換えの場合の補助 ※電球や消耗品の交換、器具の移設・器具の撤去のみの場合は除く	事業費の1/2 【限度額】 ▼蛍光灯防犯灯の新設・新器具への取替：1灯1万5千円 ▼LED防犯灯の新設・新器具への取替：1灯2万5千円 ▼防犯灯の設置を目的に柱を新設：1本10万円	自治会、地縁団体	随時 
-----------------------------	---	--	----------	---

## 医療・福祉

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
新生児聴覚検査費用助成 子ども未来課 ☎ 23-3209	新生児期の聴覚検査費用の一部を助成	検査費用の上限4千円を助成（1人1回）	市内に住所がある人が出産した新生児	随時
子ども医療費助成金 市民課 ☎ 23-3084	0歳から中学3年生までの子どもの医療費の一部を助成	保険診療の部分について入院・外来・薬局等の自己負担分の全額	0歳から中学3年生までの子ども	随時
福祉医療費助成金 市民課 ☎ 23-3084	障がいのある人、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成	保険診療の部分について入院・外来の自己負担割合を1割に軽減（自己負担上限あり）、薬局での自己負担なし	▼身体障がい、知的障がい、精神障がい、65歳以上で3カ月以上寝たきりの人で一定の条件を満たす人 ▼一定の条件を満たすひとり親家庭の人	随時
精神障害者通院医療費助成金 福祉課 ☎ 23-3217	精神障がい者が通院医療を受ける場合に、医療費を助成	医療費の一部負担金（自己負担上限額）の1/2以内の額	自立支援医療受給者証の交付を受けた人（同一医療保険の加入者全員が市町村民税非課税）	随時
身体障害者用自動車改造費助成金 福祉課 ☎ 23-3217	身体に障がいがある人自らが所有・運転する自動車の改造経費や、介護用自動車への改造などに対し、経費の一部を補助	経費全額（上限10万円）	▼身体障害者手帳所持者で上・下肢あるいは体幹に障がいのある人 ▼下肢または移動機能障害1～2級あるいは体幹機能障害1～3級の人の介護者	随時
障害者自動車運転免許取得費補助金 福祉課 ☎ 23-3217	普通、大特1種免許取得に係る費用を助成	当該経費の2/3（上限10万円）	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを持っている人	随時
人工透析患者通院費助成 福祉課 ☎ 23-3217	身体障がい者が人工透析を受けるために通院した際の通院費の一部を助成	助成基本額（自宅から医療機関まで公共交通機関を利用したとみなし計算）の1/2以内の額	身体障害者手帳1級を有し、透析のため通院している人（本人と同じ医療保険の加入者全員が市民税非課税）	3月および10月
難聴児補聴器購入助成費 福祉課 ☎ 23-3217	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成	補聴器の購入費と基準価格を比較して、少ない方の額に2/3を乗じた額	市内に住所がある18歳未満の児童（所得制限あり）	随時

<p>母子家庭等自立支援教育訓練給付金</p> <p>福祉課 ☎ 23-3248</p>	<p>医療事務、介護職員初任者研修、看護師等就業に有利な資格を取得するための受講経費の一部を教育訓練給付金として支給</p>	<p>指定された教育訓練を受講する際、対象講座の受講料の60%に相当する額（上限あり、下限1万2千円）</p>	<p>母子家庭の母、父子家庭の父で、児童扶養手当の受給者、または、同様の所得水準にある人</p>	<p>随時 ※要件があります。必ず受講前に相談ください。</p>
<p>母子家庭等高等職業訓練促進給付金</p> <p>福祉課 ☎ 23-3248</p>	<p>資格を取得のため、一定の期間養成機関で修業する人に、その修業期間、給付金を支給。また、訓練修了後に一時金を支給。</p>	<p>▼市民税課税世帯 月額7万500円 ▼市民税非課税世帯 月額10万円 ※修学期間の最後の12カ月は月額4万円を加算</p>	<p>母子家庭の母または父子家庭の父で、児童扶養手当を受給しているか同様の所得水準の人 対象資格：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等</p>	<p>随時 ※要件があります。必ず受講前に相談ください。</p>
<p>不妊治療費助成制度</p> <p>子ども未来課 ☎ 23-3222</p>	<p>▼一般不妊治療費助成：医療保険の適用となる不妊治療および検査、また人工授精に要した治療費の一部を助成 ▼生殖補助医療費助成：医療保険の適用となる生殖補助医療（体外受精・顕微授精）に要した治療費の一部を助成 ▼不育症治療助成：医療保険の適用となる不育症の原因を特定するための検査及び治療に要した治療費の一部を助成</p>	<p>▼一般不妊治療費助成 上限：1年間8万円 ▼生殖補助医療費助成 1回の治療につき上限5万円 ▼不育症治療助成 1度の妊娠につき上限5万円</p>	<p>▼法律上の婚姻関係または事実婚関係にある夫婦であり、夫婦の一方が市内に住所を有する人 ▼夫婦ともに医療保険の加入者である人 ▼医療機関において、一般不妊治療、生殖補助治療または不育症治療を受けた人 ▼治療開始日時点における妻の年齢が43歳未満である人</p>	<p>随時</p> 
<p>がん治療等に伴う定期予防接種再接種補助事業</p> <p>いきいき健康課 ☎ 23-3220</p>	<p>20歳未満のがん患者等の定期予防接種再接種費用の補助</p>	<p>定期予防接種の再接種に係る費用（上限額あり）</p>	<p>▼がん治療等により、治療前に接種した定期予防接種の免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める人 ▼安来市に住所を有する20歳未満の人（予防接種の種類により年齢制限あり）</p>	<p>随時</p>
<p>おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）予防接種費用助成</p> <p>子ども未来課 ☎ 23-3222</p>	<p>おたふくかぜ予防接種（任意接種）を無料</p>	<p>1回目、2回目の接種費用を全額公費とする</p>	<p>生後1歳から小学校就学前の幼児</p>	<p>随時</p>

風しん予防接種費用助成  子ども未来課 ☎ 23-3222	風しん予防接種（風しん単独ワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチン）費用の一部を助成	接種費用の上限4千円を助成（1人1回）	▼妊娠中の女性の夫 ▼4月1日において18歳以上50歳未満の妊娠を希望する夫婦または女性	随時
医学生、薬学生、看護学生等奨学金  いきいき健康課 ☎ 23-3221	将来、市内の医療機関等に医師、薬剤師、看護師等として勤務する意志のある医学生、薬学生、看護学生等に修学資金として奨学金を貸与	市内で一定期間勤務することにより奨学金の返還が免除となる ▼医学生・薬学生：月額5万円（無利子） ▼看護学生：月額3万円（無利子）	安来市出身者で、将来、市内の医療機関等で一定期間医師、薬剤師または看護の業務に従事する意志のある医学生、薬学生、看護学生等	4月1日から4月末日（募集期間） ※奨学金貸与決定の後、初回の貸与は6月予定
骨髄移植ドナー支援事業助成金  いきいき健康課 ☎ 23-3221	骨髄ドナーの負担軽減を図るため助成金を支給	通院または入院など、一日につき2万5千円（通算7日以内）	日本骨髄バンクが実施する骨髄などの提供を完了し、証明を受けた人 ※勤務先で休業補償がある場合を除く	随時  
独居老人世帯等緊急通報電話設置事業  福祉課☎ 23-3224	市の貸し出した緊急通報装置に係る警備会社の通報監視業務費用を市が負担	警備会社の通報監視業務費用の全額	65歳以上のひとり暮らし世帯または高齢者世帯で、日常生活に何らかの不安がある人	随時
高齢者外出支援事業  福祉課☎ 23-3224	自宅を出発地または目的地として、次の場合に利用する介護タクシーの運賃の一部を負担 ▼保健・福祉制度の申請・利用▼福祉施設等への入退所▼市主催の会議・研修会などへの参加▼医療機関への受診および入院▼二親等以内の親族の冠婚葬祭への参加	片道の上限7,500円とする運賃（回送料金、待機時間料金、介護料金、有料道路の通行料金など運賃以外の料金は自己負担） ※往復で1回とし、1カ月に2回まで利用可能	65歳以上の市県民税非課税世帯（同居も含む）で、車椅子で移動が必要または寝たきりの人	随時 ※事前の登録が必要  

## 環境

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
安来市再生可能エネルギー機器等設置費補助金 環境政策課☎ 23-3102	住宅用太陽光発電設備、太陽熱利用設備および蓄電池設備の設置費用の一部を補助	①住宅用太陽光発電設備 太陽電池の公称最大出力に応じた金額（上限12万円） ②太陽熱利用設備 対象経費の1/2（上限30万円） ③蓄電池設備 設置経費の満額（上限7万円）	①③市内に住宅を有する者 ②市内の住宅・事業所等にソーラーシステムを設置する個人または法人等	随時 ※2月末までに完成し、実績報告することが要件
浄化槽設置整備事業補助金 下水道課☎ 23-3370	計画に定める集合処理区域外の高度処理型浄化槽設置者に対する補助	限度額は浄化槽の人槽に応じて定める（詳細は交付要綱による） 例：5人槽36万円（40万8千円）、7人槽46万2千円（49万2千円）など ※（ ）内は高度処理型の限度額	浄化槽設置者 ※詳しくは下水道課へ問い合わせください	4月から10月末まで ※年度内の浄化槽設置完了が要件

定住促進飲用井戸設置事業補助金 環境政策課 ☎ 23-3102	市による水道設備設置が困難な地域で、飲用井戸等の設置費用の一部を補助	補助対象経費が ・150万円以下：対象経費の2/3 ・150万円を超える額：補助対象経費から50万円を控除した額（上限200万円）	4月以降に契約を締結し、居住のために市内に飲用井戸等を設置する個人または共同利用の代表者	随時
廃棄物集積場設置整備費補助金 環境政策課 ☎ 23-3100	自治会が設置・整備する廃棄物集積場に要する経費の一部を補助	補助対象の集積場使用世帯数 ▼5～9世帯：設置費用1/2（上限5万円） ▼10～14世帯：設置費用1/2（上限10万円） ▼15世帯以上：設置費用1/2（上限15万円）	自治会等	随時 ※3月末までに完成し、実績報告することが要件

産業

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
サテライトオフィス等開設支援補助金（小規模タイプ） やすぎ暮らし推進課 ☎ 23-3107	サテライトオフィス等の整備に対し費用の一部を助成	整備に要する費用の2分の1以内（上限300万円）	収容可能人数50人未満のサテライトオフィス等を開設する人	4月～12月 
商業再生支援対策事業補助金 やすぎ暮らし推進課 ☎ 23-3105	市内商業機能の維持・向上、快適な買物環境の創出による地域経済の活性化を推進する事業に対し補助	【小売店等開業支援事業】 新規開店のための改修費、備品購入費などを補助 ・補助率1/2（上限あり） 【買い物不便対策事業】 既存店舗の理解を得ており、住民の買い物不便対策に資する事業経費を補助 ・補助率2/3（上限1,000万円） 【移動販売・宅配支援事業】 食料品などの移動販売・宅配に必要な車両や設備などを補助 ▼設備投資補助率：2/3（上限200万円） ▼運営費補助額：1年目10万円、2年目8万円、3年目6万円（年間経費20万円超に限る） ▼POSシステム等レジ関連機器の経費補助率：2/3（上限20万円）	中小企業者等	随時 ※県の事前協議が必要 
ものづくり企業技術開発等支援補助金 やすぎ暮らし推進課 ☎ 23-3107	特殊鋼関連産業等ものづくり企業で、技術力強化や取引拡大に努める企業の新製品、新技術等を補助	しまね産業振興財団の助成金または島根県の補助金（特殊鋼産業成長分野進出促進助成金、戦略的ビジネスパートナー獲得支援助成金）の交付確定額の1/2または補助対象経費の1/4以内	企業（対象：しまね産業振興財団の助成金または島根県の補助金の交付確定を受けた事業）	随時
展示会・商談会出展促進プログラム やすぎ暮らし推進課 ☎ 23-3106（産業サポートネットやすぎ）	各地の展示会、商談会に出展する場合の費用等を支援	単年度1件あたり、最大15万円 補助率：対象経費の2/3	中小企業等	4月～12月 

中小企業設備貸与制度保証金補給金 やすぎ暮らし推進課 ☎ 23-3106	しまね産業振興財団の設備貸与制度割賦販売方法により、市内に設備を設置するもので、保証金を財団へ一括して支払った補償金に対し補給	支払った保証金に10分の1.6を乗じて得た額以内（上限を50万円）	市内に事業所を有し、保証金を一括して支払った者	随時
専門家サポート補助金 やすぎ暮らし推進課 ☎ 23-3106（産業サポートネットやすぎ）	経営課題の解決に向け、各種専門家の指導を受ける経費を補助	単年度1案件につき3回までのサポート 補助金額：1回のサポートにつき謝金3万円＋旅費	中小企業等	4月～12月 
人材育成セミナー補助金 やすぎ暮らし推進課 ☎ 23-3106（産業サポートネットやすぎ）	産業従事者の知識習得と人材育成を目的とするセミナー等への参加を補助	単年度1件あたり、最大10万円 補助率：対象経費の2/3	中小企業等	4月～12月 
プロモーション支援補助金 やすぎ暮らし推進課 ☎ 23-3106（産業サポートネットやすぎ）	自社および自社商品の魅力向上、販路拡大を図ることを目的として、プロモーションを行う経費を補助	単年度1件あたり、最大20万円 補助率：対象経費の2/3	中小企業等	4月～12月 
結婚活動支援事業補助金 やすぎ暮らし推進課 ☎ 23-3179	市内に事業所を置く民間団体が行う独身者の結婚を支援する事業に補助	補助対象経費から収入額を控除した額（上限10万円）	結婚活動支援事業を企画・開催しようとする市内の団体	4月～12月 
中山間地域等直接支払交付金 農林振興課 ☎ 23-3332	農業の生産条件が不利な中山間地域で、農用地の維持・管理の取り決め（協定）に従った農業生産活動への交付	基礎単価、体制整備単価、加算措置を、急傾斜・緩傾斜の田・畑面積に応じた額	集落などを単位とする協定を締結する農業者等	随時 
多面的機能支払交付金 農林振興課 ☎ 23-3329	地域共同の多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道など）の質的向上を図る活動への交付	農地維持支払：田3,000円/10a、畑2,000円/10a 資源向上支払：田2,400円/10a、畑1,440円/10a 資源向上支払（長寿命化）：田4,400円/10a、畑2,000円/10aなど	農業者等で構成する活動組織	随時 
有害鳥獣被害対策事業費補助金 農林振興課 ☎ 23-3335	有害鳥獣による農林作物被害を防止するために、当該年度に市内に設置した防護柵、爆音機等の購入費に対する補助	購入費（ガスボンベ、バッテリー等消耗品に要する費用を除く）の1/2以内の額 <b>【上限】</b> 個人：10万円 団体：30万円	市内で農地等を有し、維持管理をする農林作物生産者、農林作物生産者を有する集落組織、営農集団	随時 （ただし予算状況により年度途中で終了の場合あり）

この冊子は広報紙から抜き取ってご活用ください。